

長野原町障害福祉サービス事業所
管理運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和6年12月
長野原町

目 次

1. 趣旨・目的	1
2. プロポーザル概要	1
(1) 選定方式	
(2) 審査方法	
3. 業務概要	1
(1) 業務名	
(2) 対象となる施設及び業務	
(3) 指定予定期間	
(4) 業務内容	
4. 参加資格要件	2
5. 公募型プロポーザルのスケジュール	2
6. 公募型プロポーザルの手続き	2
(1) 実施要領等の配布	
(2) 質問及び回答	
(3) 指定申請書類の提出	
(4) 辞退	
7. 審査	4
(1) 審査方法	
(2) 審査基準	
(3) 選定結果の通知	
(4) 無効又は失格	
(5) その他	
8. 指定管理者の指定及び協定に関する事項	5
(1) 指定管理者の指定	
(2) 協定の締結	
(3) 指定後の留意事項	
(問い合わせ及び提出先)	6
(別紙) 審査の評価項目及び配点	7

長野原町障害福祉サービス事業所管理運営業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨・目的

長野原町が設置する障害福祉サービス事業所「やまどり」の管理運営に関して、利便性や継続性、将来性及び地域との繋がり等を考慮し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項及び長野原町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例(平成16年条例第26号。以下「指定管理条例」という。)の規定により指定管理者を募集します。

2. プロポーザル概要

(1) 選定方式

公募型プロポーザル

(2) 審査方法

本実施要領7のとおり

3. 業務概要

(1) 業務名

長野原町障害福祉サービス事業所管理運営業務委託

(2) 対象となる施設及び業務

ア 名称 長野原町障害福祉サービス事業所「やまどり」

イ 所在地 吾妻郡長野原町大字与喜屋1624番地

ウ 業務

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第7項に規定する生活介護を行う事業及び同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業の実施に関すること。

② 障害者の福祉の向上を図るために必要な事業

(3) 指定予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(4) 業務内容

別紙「長野原町障害福祉サービス事業所指定管理業務仕様書」のとおり

4. 参加資格要件

次の要件を満たしていること。

- (1) 法人格を有していること(今年度設立見込の法人等を含む)。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された法人等でないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生または再生手続きを行っていないこと。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体等でないこと。
- (6) 町県民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5. 公募型プロポーザルのスケジュール

内 容	期 間 等
実施要領等の配布期間	令和6年12月12日(木)～令和6年12月26日(木)
質問書の提出期間	令和6年12月12日(木)～令和6年12月17日(火)
指定申請書類等の提出期限	令和6年12月26日(木)
指定管理候補者選定委員会	令和7年1月10日(金)
選定結果の通知	選定委員会開催日から概ね1週間以内

6. 公募型プロポーザルの手続き

- (1) 実施要領等の配布

ア 配布期間

令和6年12月12日(木)から令和6年12月26日(木)まで

イ 配布方法

長野原町ホームページからダウンロードするものとします。

URL <https://www.town.naganohara.gunma.jp/www/index.html>

- (2) 質問及び回答

ア 質問書の提出

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書(様式第1号)に記入し、令和6年12月17日(火)までに電子メールにより問い合わせ先まで提出してください。

イ 質問に対する回答

受理した質問に対する回答は、令和6年12月20日(金)までに電子メールにより回答します。

(3) 指定申請書類等の提出

ア 指定申請書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、指定管理者条例及び同条例施行規則(平成16年規則第8号)により、令和6年12月26日(木)までに指定申請書(規則様式第1号)及び添付書類を問い合わせ先まで提出してください。

イ 提出書類

書 類 名	様 式	備 考
① 指定申請書	規則様式第1号	
② 長野原町障害福祉サービス事業所に関する事業計画書	規則様式第2号又は任意様式	任意様式で提出する場合は以下の項目を網羅すること ・管理運営を行うに当たっての経営方針について ・安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取り組みについて ・自主事業計画書(令和7～12年度) ・施設の管理運営について ・施設の運営について ・個人情報の保護の措置について ・緊急時対策について ・団体の理念について ・その他特記すべき事項
③ 長野原町障害福祉サービス事業所の管理に関する業務の収支予算書	規則様式第3号又は任意様式	任意様式で提出する場合は以下の項目を網羅すること ・施設の管理に関する業務の収支予算書(令和7～12年度) ・自主事業予算書(令和7～12年度)

④ プレゼンテーション審査出席者報告書	様式第 2 号	出席者は自社社員 3 名以内とする。
⑤ 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表	任意様式	
⑥ 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書	同上	
⑦ 定款又は寄付行為の写し	同上	
⑧ 登記事項証明書	同上	
⑨ その他町長が必要と認める書類	同上	

※⑤から⑧の書類について、今年度設立又は設立見込の法人等については、提出可能なもののみの提出として差し支えありません。

【注意事項】

- ・指定申請書類作成に要する経費は、提出者の負担とします。
- ・指定申請書類は返却しません。
- ・指定申請書類の著作権は、提出者に帰属します。なお、町は必要に応じ書類の全部又は一部を複写及び公表できることとします。
- ・指定申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ・各種証明書等については、申請書提出日の 3 か月前以内に取得したものに限りします。
- ・指定申請書類に不備があった場合は、再度提出を求めることがあります。

ウ 提出方法

郵送、持参又は電子メール

※郵送の場合は期日までの必着とします。

(4) 辞退

本プロポーザルを辞退しようとする者は、辞退届(任意様式)を提出してください。

7. 審査

(1) 審査方法

指定管理者の候補者の選定は、本実施要領に基づき実施します。審査は、選定委員会で面接審査を行います。(1 団体 50 分を目安として実施。プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 30 分。)なお、指定申請書類と別に資料を準備してプレゼンテーションを行っても良いこととします。

町ではプロジェクター及びスクリーンを準備しますが、プレゼンテーション用のパソコン及びケーブル等その他の必要な機器は参加者で準備してください。

プレゼンテーションの内容は、指定申請書類に沿った内容としてください。

(2) 審査基準

審査基準は、以下のとおりとします。なお、審査項目の詳細は、「審査の評価項目及び配点」(別紙)のとおりとします。

ア 事業遂行能力に関すること。

イ 事業計画に関すること。

ウ 収支計画に関すること。

エ その他、企画提案の独創性やアピールポイント等に関すること。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対して通知文書を郵送するとともに長野原町ホームページへ掲載します。

(4) 無効又は失格

指定申請書類の提出者が以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

ア 指定申請書類の提出方法、提出期限等が守れなかったとき。

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(5) その他

選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

8. 指定管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、法第244条の2第6項及び指定管理者条例第7条の規定により、長野原町議会の議決が必要であり、指定管理者の候補者について、議会の議決後、指定管理者へ指定する旨書面で通知する。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理者の指定を受けた法人等は、町と協議のうえ、指定期間を通じての基本的な事項を定めた施設等の管理運営に関する協定を締結する。

(3) 指定後の留意事項

ア 指定管理者の指定を受けた法人等が、協定の締結に応じない場合又は指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合、指定管理者の指定の議決後においても指定管理者の指定を取り消すことがある。

イ 指定管理者の指定を受けた法人等が、協定の締結までに法第 244 条の 2 第 11 項に規定する場合又は指定管理者条例に違反した場合、指定管理者の指定を取り消すことがある。その場合、指定管理者の損害に対して、町は補償を行わないが、取り消しに伴う町の損害については、指定管理者に対して損害賠償請求を行うことがある。なお、指定の取り消しを受けた指定管理者は、次の指定管理者が円滑に支障なく業務ができるように引き継ぎを行うものとする。

ウ 指定管理者の指定について議会の議決が得られなかった場合又は否決された場合においても、指定管理者の候補者となっている法人等が指定管理に係る業務の準備等のために支出した費用等については、原則として当該法人等の負担とする。

エ 町長は、指定管理者が法令違反等により指定管理を継続することが適当でないと認めたときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(問い合わせ及び提出先)

長野原町役場 町民生活課

〒377-1392 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原 1340-1

電話 0279-82-2246(直通) FAX 0279-82-3115

Email hukushi-sho@town.naganohara.gunma.jp

(別紙) 審査の評価項目及び配点

提案者について、「事業遂行能力に関すること」、「事業計画に関すること」「収支計画に関すること」、「その他、企画提案の独創性やアピールポイント等に関すること」の観点から、提出書類の内容、ヒアリング及びプレゼンテーション等により提案内容等を審査します。

1. 採点方法は次のとおりとします。
 - (1) 表 1 の審査点及び審査指標に基づき、審査項目ごとに採点を行います。
 - (2) 各審査項目における配点は表 2 のとおりとし、選定委員ごとに 100 点満点とし、合計 11 人で 1,100 点を満点とします。
2. 全ての提案者の中で各選定委員の合計点が最も高い者を指定管理者の候補者に選定します。
3. 2. の場合において、複数の提案者が同点数で並んだ場合の順位付けは次の順序により行い、差が付いた時点で最終決定することとし、それでもなお同点数で並ぶ場合は、くじ引きにより決定します。
 - ア ②事業計画に関することの合計点
 - イ ①事業遂行能力に関することの合計点
 - ウ ③収支計画に関することの合計点
 - エ ④その他、企画提案の独創性やアピールポイント等に関することの合計点
4. 提案者が 1 者のみの場合は、各選定委員の合計点の平均が 60 点以上であり、選定委員会の協議で総合的に評価の高い提案等を行ったと判断すれば、指定管理者の候補者として選定することができるものとします。

表 1 審査点及び審査指標

審査点	審査指標
5	非常に的確・非常に効果的・非常に優秀
4	的確・効果的・優秀
3	普通(標準点)
2	やや不十分
1	不十分

表2 配点(100点満点)

審査項目		審査の内容	審査点	ウェイト	配点
①事業遂行能力に関する事	法人運営の透明性、公正性	法人の運営に透明性・公正性はあるか。	5	×1.0	5
	運営における法令等の遵守	法人運営において法令等は遵守されているか。	5	×1.0	5
	運営実績	障害福祉、その他福祉事業の運営実績はあるか。	5	×1.0	5
	運営の安定性、継続性、課題解決能力	経営状況は良好か。福祉サービス事業所の運営に関して安定性・継続性及び課題解決能力はあるか。	5	×1.0	5
	小 計			20	
②事業計画に関する事	施設の設置目的・業務内容の理解	西吾妻地域で共同設置している事業所としての理解があるか。	5	×1.0	5
	事業計画の具体性、現実性	事業計画に具体性・現実性があるか。	5	×1.0	5
	適切な組織、人員配置の計画	福祉サービスを行うための組織体制・人員確保及び人員配置計画がなされているか。	5	×1.0	5
	自主事業計画の具体性、現実性	自主事業計画に具体性・現実性はあるか。	5	×1.0	5
	指定管理仕様書の内容理解	指定管理業務仕様書の内容を踏まえた事業計画がなされているか。	5	×1.0	5
	指定管理期間内における障害福祉発展計画	指定管理期間において、障害福祉をより発展させる計画がなされているか。	5	×1.0	5
	小 計			30	
③収支計画に関する事	効率化及び経費削減への取り組み	事業所運営において効率化及び経費削減についての取り組みが考えられているか。	5	×1.0	5
	事業計画収支の具体性・現実性	事業計画の収支について具体性・現実性があるか。	5	×1.0	5
	自主事業計画収支の具体性・現実性	自主事業計画の収支について具体性・現実性があるか。	5	×1.0	5

	指定管理料に頼らない 事業収支計画	収支計画において、福祉サービス費・ その他収入で賄えるような計画とな っているか。指定管理料ありきでの 事業計画になっていないか。	5	×1.0	5
	小 計			20	
④その他、企画提案の独創性やアピ ールポイント等に関する事	提案内容の独創性と実 行力	提案内容が独創性と実行力にあふれ た魅力的な計画であるか。	5	×2.0	10
	受託への意欲、熱意	指定管理の受託について意欲・熱意 は感じられるか。	5	×1.0	5
	提案・ヒアリングの受 け答え	事業計画発表や質問の受け答えの対 応はどうか。	5	×1.0	5
	長野原町及び西吾妻地 域の障害福祉向上につ いての期待	長野原町及び西吾妻地域の障害福祉 の向上に期待できる事業者である か。	5	×2.0	10
	小 計			30	
合 計				100	